

『理事会シミュレーション・

ハイ!そこで問題です』

理事会シミュレーション・ハイ! そこで問題です

Q1 会議前にすることは?

開会

F専務理事:ただ今より、2018年7月度理事会を開催します。

開会ゴング A理事長お願いします。

A理事長:カーン

F専務理事:皆さん、ご起立下さい。JCIクリード唱和 R松山君

R松山君: The Creed of Junior Chamber International

We Believe:

That faith in God gives meaning and purpose to human life;

That the brotherhood of man transcends the sovereignty of nations;

That economic justice can best be won by free men through free enterprise;

That government should be of laws rather than of men;

That earth's great treasure lies in human personality; and

That service to humanity is the best work of life

F専務理事:JC宣言文朗読並びに綱領唱和S新田君

S新田君:JC宣言

日本の青年会議所は

混沌という未知の可能性を切り拓き

個人の自立性と社会の公共性が

生き生きと協和する確かな時代を築くために

率先して行動することを宣言する

綱領

われわれ JAYCEE は

社会的・国家的・国際的な責任を自覚し

志を同じうする者、相集い、力を合わせ

青年としての英知と勇気と情熱をもって

明るい豊かな社会を築き上げよう

F専務理事:皆様、ご着席ください。次に出席の確認をいたします。G総務委員長お願いします。

<u>G総務委員長</u>:理事長、直前理事長、監事、副理事長、専務理事、理事、以上第5章第50条に 則り、理事の3分の2以上の出席があり定足数に満たしているため、本日の理事会が成立する事 を報告します。

Q2 定足数に足りなければ、どうすれば良いでしょう?

<u>G総務委員長</u>:続きまして、オブザーバーの紹介に移ります。河村君!

4河村君: はい!

G総務委員長:野津君

5野津君: はい!!

<u>G総務委員長</u>: ヘンリーギッセンバイヤー君

6 ヘンリーギッセンバイヤー君: YES!!!!!! (力強く)

<u>F 専務理事</u>:本日の資料の確認をします。資料は、アジェンダー1枚、6月4日付け事前配付資料一式、当日配布資料4枚です。不足のある方は挙手を願います。

F専務理事: それでは、理事長挨拶を、A理事長お願いします。

※ 本日のセミナーに向けての意気込みを1分間スピーチ

F専務理事:次に報告事項に入ります。報告事項のある方は、挙手にてお願いします。

H会員委員長:はい!

F 専務理事: H 会員委員長

<u>日会員委員長</u>: 先日7月1日に開催しました、JCカップ U-11少年少女サッカー地区予選大会へご参加いただきましてありがとうございました。ブロック予選を勝ち上がってこられた選手の皆さまや、応援・設営に駆け付けてくださいましたJC会員の皆さまには感謝申し上げます。途中、大雨にも見舞われ中止せざるを得ないかという状況にも見舞われましたが、決勝戦には青空があらわれ、参加者全員で決勝戦を応援できたことは、一体感が生まれて非常に良かったと思います。 しかしながら、私のふがいない議案のせいで事業後に臨時理事会を開催いただいたことについては、皆さまもお疲れのところ申し訳ございませんでした。

JCカップの決勝戦は、9月8日・9日ですので、皆さまもご参加よろしくお願いします。

(講 師): コメント

<u>F専務理事</u>:議長指名を、<u>A理事長</u>にお願いいたします。

A理事長:ハイ、1号議案は、D副理事長、それ以外は私がさせていただきます。

<u>A議 長</u>:次に、本日の理事会の議事録作成人と署名人の指名をおこないます。議事録作成は、 総務委員会3浅利君

3浅利君 : (元気良く!) ハイ!

<u>A議 長</u>:署名人を<u>1 更家君 2 川越君</u>お願いします。

1 更家君 : ハイ

<u>2川越君</u> : は~い。

<u>A議 長</u>:次に前回議事録の承認をお願いいたします。議事録はすでに先日メールにて配布しております。 訂正個所などございましたら挙手にてお願いします。

Z藤田君:はい、議長

A議 長:Z藤田君

Z藤田君:出欠確認の部分で、欠席者の欄が抜けておりますので付け加えて下さい。

A議 長:その他に、ご意見ありませんか。

Y川島君:異議なし。

<u>A議 長</u>: 異議なし、の発言がありましたので、先ほどの<u>Z藤田君</u>の訂正を加え、拍手を持って 承認していただきたいと思います。

全 員:拍 手!

A議 長:次に新議題の採択を行います。新しく出される議案はございませんでしょうか?

I 経営開発委員長:ハイ!議長。

A議 長: I 経営開発委員長

<u>I 経営開発委員長</u>: ハイ! 当委員会メンバーであります、ブルゾンちえみ君より休会届けが提出されていますので、新議題として提出いたします。

<u>A議 長</u>: 今ほど<u>I 経営開発委員長</u>から提案された件について、セカンドございますか。

X西村君:セカンド!

<u>A議 長</u>: <u>X西村君</u>よりセカンドがありましたので採択いたします。<u>I 経営開発委員長</u>から上程 されました ブルゾンちえみ君休会の件については、第3号議案とし審議いたします。

★ (講 師): コメント

(ここから議長が口に代わる)

<u>D議</u> 長: (審議事項) それでは第一号議案として提出されています、人間力開発研修会開催の件について審議いたします。提案の主旨説明をKアカデミー委員長よりお願いします。

<u> ドアカデミー委員長</u>:ハイ、説明いたします。

来たる 9月29日 土曜日に、人間力開発研修会として、会員資質の向上を目的としたロバート議事法の研修を行いたいと思います。ロバート議事法は多種多様な考え方を持った人たちの意志を団体としての意志として決定するための方法です。

人々が団体を組織し、その団体の構成員が満足する決定を下すためには、すべての構成員が納得するような共通の審議のルールというものが必要だろうと思います。

国際社会でも活躍していこうというJCメンバーにとって、このような世界的に会議の場で使用されるロバート議事法を身につけることはJCマンとしての必須条件であると思います。

ただ、今回はその手法や運用方法を身につけるのではなく、基本的な考え方や、その意義が理解できればよいと考えています。そのようなことから、講義、講演型の一方通行ではなく、全員参加、・験型でありますシミュレーション形式を採用しています。

理論・運用にとらわれず、シミュレーションを通して、体験的に感じ取っていただきたいと思います。何卒ご理解いただき事業予算、講師予定者のことも含めましてよろしくご審議の程お願いします。

<u>D議 長</u>:補足説明があれば、<u>E担当副理事長</u> お願いします。

<u>E副理事長</u>:今回の企画は、第二例会のつもりで100%出席をめざしていますので、ご協力、呼びかけの方をよろしくお願いします。欠席者がいる場合は、全員揃うまで懇親会は終わらない 覚悟です!!

★ (講 師): コメント

<u>D議</u> <u>長</u>:ありがとうございました。では、質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手にてお願いします。

<u>P土屋君</u>:議長!

<u>D議 長: P土屋君</u> どうぞ。

<u>P土屋君</u>:ハイ、9月29日という開催日ですが月末ということもありメンバーは仕事の都合上 出席しにくいのではないでしょうか?

近年の事業の出席状況を思い出してみますと、月末に開催した場合の出席率が悪いように記憶しております。

私の意見としては、日程を再度メンバーが出席しやすいように委員会内部で調査されてから、提出されたらいかがでしょうか。

D議 長: • • • • •

Q3 議長はここで、どんな処理を行えば良いでしょうか?

D議 長:質問はございませんか?

O松本君:ハイ、議長。

<u>D議 長</u>:ハイ、<u>O松本君</u>

<u>O松本君</u>:日本JCから出版されている、ロバート議事法のテキストを前もって読んでおく必要はありませんでしょうか?

<u>D議 長</u>: <u>Kアカデミー委員長</u>

<u>Kアカデミー委員長</u>:ハイ、講師の説明によりますと特に読んでおく必要はないとのことです。 今回は、初級コースでもありロバート議事法の運営方法を学ぶのではなく、体験的にその精神や メリット、また運営上の問題点をも感じとっていただくことが目的であるからです。

D議 長:他に、質問はございませんか・・無いようですので、それでは意見ございませんか。

N揚原君:ハイ、議長

<u>D議 長:N揚原君</u>

<u>N揚原君</u>:ハイ、今回の人間力開発研修会は、組織の意志統一をはかるのに優れたロバート議事法の研修ということですが、私はこのこと自体には賛成です。しかし、少しボリューム不足ではないかと思います。せっかく月末に数十人も集まるわけですから、開会時間を早めて1部、2部に分け、後半を個人の能力開発に効果のあるディベートの研修を加えたらいかがでしょうか。次代を担うリーダーとして自分の意見をはっきり言える人材を育てる為にも、修正案を提出します。

<u>D議</u> <u>長</u>:ただ今、<u>N揚原君</u>から研修内容を、ロバート議事法だけでなくディベートの研修も加えたらどうかという修正動議が提出されました。セカンドございますか。

W小原君:ハイ!セカンドします。

<u>D議 長</u>: <u>N揚原君</u>の修正動議が <u>W小原君</u>よりセカンドされましたので、ただいまより人間力 開発研修会の研修内容をロバート議事法の研修だけでなく、ディベートの研修を加えたらどうか という修正案の討論に移ります。どなたかございませんか?

<u>V 山本君</u>:議長。

D議 長:V山本君。

<u>V山本君</u>:私は、ディベートにかかわった事がないのでもう少しディベートについて説明していただけないでしょうか。

Q4 議長はここでどんな処理を行ったらよいでしょうか

Q4の答え:ハイ! (自信たっぷりと)

最近は、中学生や小学生の授業でも取り入れられている手法で、言葉のボクシングと呼ばれています。ひとつのテーマに対し、賛成と反対に別れ資料分析や考え方の整理により、論理的に考える能力が身に付くと言われています。そして、自分の意見をはっきり言わないと言われる日本人には、自分の意見を主張できる人間となるためにも、有効なセミナーであると思います。

また、このプログラムもシミュレーション感覚で取り組め、LOMの活性化に大いに役に立つと思います。

T村岡君:議長

D議 長:ハイ、T村岡君

<u>T村岡君</u>:ただ今の修正動議ですが、私はこの理事会で検討するには、データ不足で少し難しいのではないかと思います。そこでディベートに関する部分は、担当委員会で検討するという動議を提出します。

<u> Z藤田君</u>: セカンド。 Y川島君: セカンド。

Q5 何という動議が出されたのでしょうか?

<u>D議 長: T村岡君</u> から動議が提出され、セカンドがありました。ただいまより動議の討論に移 り・・・・・・・

<u>L高竹君</u>: (**激怒**) 委員長がやりたいと言っているのだから、今更、内容を変えなくても良いだろ! 内容を変えてやり直すとなったら、また大変な目に合うのを分かってんのか!!!

D議 長: • • • • • •

Q6 議長はここでどんな処理を行ったらよいでしょうか?

U樫畑君:議長

D議 長: U樫畑君・・?

<u>U樫畑君</u> : アカデミー委員会だけでなく、経営開発委員会にも協力していただき、会員の意識 調査も合わせて実施されたら、より一層、会員の希望とマッチした事業が開催されるのではない かと思いますので修正動議を提出します。

<u>D議 長</u> : どなたかセカンドございますか・・・・(理事を見回しながら)

委員会付託に対し、内容の修正動議が <u>U樫畑君</u>から提出されましたが、セカンドがありませんので、この修正動議は却下されました。

つぎに、ご意見ございますか・・・? (理事を見回しながら)無いようですので採決いたします。

Q7 質問:議長はここで何の審議を行えば良いでしょうか?

<u>D議 長</u>:では<u>Q7の答え</u>の採決を行います。賛成の方の挙手をお願いします。 では、反対の方、では、棄権の方・・・・・。

<u>G総務委員長</u>: 賛成の方19名、反対の方 10名、棄権 0名です。

<u>D議 長</u>: 賛成の方が過半数に達しておりますので、<u>Q7の答え</u>案は可決されました。

••••••

<u>D議</u>: それでは、人間力開発研修会はディベートの研修を加えるという修正案について、討議を続けます。

<u>V山本君</u>:ハイ、議長。

D議 長: V山本君

<u>V山本君</u>: ロバート議事法だけでもいいのですが、ディベートも会員にとって能力向上等の意味では非常に効果的な手法であるようです。チームワークや行動力が得られる手法も同時に取り組んだ方が、青年会議所活性化の新しい発見があるのではないでしょうか。

<u>D議 長</u>:他にございませんか。

S新田君:ハイ、議長。

D議 長:S新田君 どうぞ

<u>S新田君</u>:ロバート議事法にディベートの研修も加えるということですが、はっきり言って時間的な問題、そして講師の問題が新たに生じ、委員会に負担がかかるのではないかと心配します。今回はロバート議事法の研修だけにとどめておいた方がいいのではないでしょうか。

W小原君:議長

D議 長:W小原君

<u>W小原君</u>:ロバート議事法だけでは、やはり物足りなさを感じます。私はこの人間力開発研修会を充実させる意味から、これに賛成です。

<u>2 川越君</u>:議長

D議 長:ハイ、2川越君 どうぞ。

<u>2川越君</u>:私はディベートの研修を受けた事がありその意義、価値は高いものがあります。 しかし、長時間になりすぎるという時間的問題、そして今後の研修をシリーズ的に考え、まず最初はロバート議事法の研修だけが良いと思います。 D議 長:他にありませんか?

(4人同時に、勢いよく!!)

W小原君:議長 M米谷君:議長

O松本君:ハイ!ハイ!議長、議長!!

∨山本君:議長!議長!議長!

<u>D議 長</u>: • • • • • •

Q8 議長は誰を最初に指名すれば良いでしょうか?

<u>Q8の答え</u>:このままでは、なかなか結論が出そうにありません。この件に関してかなり意見も 出されたようですし、また時間の関係もあり採決をすることを要求します。

1更家君:セカンド。

<u>D議</u> <u>長</u>: (Q8の答え) 君から採決要求の動議が出され、1 <u>更家君</u>からセカンドされましたので、 採決要求動議の採決を行います。

O松本君:(すーっと立ち上がり)

私は、その採決要求に対して反対です。みんなが納得するように、もっと話し合いを続けた方が いいんじゃないですか!

Q 9 議長はここでどんな処理を行ったらよいでしょうか?

<u>D議</u>:採決要求に賛成の方挙手お願いします。では、反対の方挙手お願いします。続いて棄権の方・・・。

G総務委員長: 賛成の方20名、反対の方 8名、棄権 1名です。

<u>D議 長</u>: 賛成が3分の2に達しておりますので、可決されました。

<u>D議</u> 長:では、採決に移ります。会員研修委員会主催の人間力開発研修会はロバート議事法による研修をするということについて採決を行います。

賛成の・・・・・・。

Q上島君:(すかさず発言、力強く!)ハイ!議事進行について・・・。議長!!

D議 長:(うるさい奴だなぁの雰囲気で)なぁーーーんですかぁ。う え し ま く~~ん。

Q10 <u>Q上島君</u> は、いったい何を言いたいのでしょうか?

Q上島君: Q10の答え

<u>D議</u> <u>長</u>:・・・・・では賛成の方挙手をお願いします。では、反対の方挙手をお願いしま す。では、棄権の方・・・・・。

<u>G総務委員長</u>: 賛成の方14名、反対の方 6名、棄権 9名です。

D議 長: • • • •

Q11 この議題はどうなったのでしょう?

D議 長:では続けます。どなたかございませんか。

R松山君:(ちょっとふてくされ気味に)議~長~!

D議 長:R松山君?

<u>R松山君</u>: どうもわからないんですが、ロバート議事法って本当に必要なんでしょうか? なんとなく、実践向きでないような気がするんですが―――。

M米谷君:議長!議長!

D議 長:M米谷君

<u>M米谷君</u>: 先ほどの委員長の説明にありましたように、JCメンバーにとってグローバルに通用することなので、非常に意義のある研修だと思います。

<u>Z藤田君</u>:(すぐに立って)おまえは、何かと言えば、すぐ横文字を使う癖があるようだが・・・。グローバルだか、グローブだか知らないが、ロバート議事法の研修と聞いただけで暗く、寂しい気がして行く気にならないね。

<u>P土屋君</u>:(すぐに立って) <u>Z藤田君</u>、J C メンバーとして知っておかなくてはいけないことがあるんだ! 君みたいに懇親会で飲んで騒いでいるだけのメンバーが、全体のイメージを悪くしているんだ!!

<u>D議</u>: オイ、オイ、オイ、オイ、君達!議長がここにいることを忘れてるんじゃないのか! ちゃんと許可を得て発言するように!

B直前理事長:(たまらず隣の議長をつつく)おい!・・

<u>D議 長</u>:では、<u>B直前理事長</u>のご意見を頂きたいと思います。

<u>B直前理事長</u>:(理事長経験者の風格で)えー、私は以前、ミスターロバートと呼ばれたものだが、 それも、日本JCの研修委員会へ出向していたときに学んだ成果といえる。

ロバート議事法というのは、国連などの国際会議でも使われている会議法で、君たちも新入会員研修でJCの4つの機会について学んだと思うが、これは個人の機会だけではなく、マネージメントや他の機会にも通じる、まさに基本となるプログラムと言える。

(だんだん力が入ってきて・・)

すべての団体の方向性を決めるのは会議であり、その会議が正しく運営 されるためには、公平、公正な決まりが必要で、それがロバート議事 法だ!

JCの目的のため、そして青年会議所の名に恥じぬ会議のために、みんなにも理解していただきたい!! (キマッタと目を細める)

★ (講 師): コメント....

<u>3 浅利君</u> : 議長!

D議 長: 3浅利君

<u>3浅利君</u>:ロバート議事法の研修というと難しい、つまらない、そんな印象がありますが、今回の研修は運営システムがシミュレーション形式であり、うまく考えられたプログラムであると思います。そして新入会員に対する基礎的研修といった意味からもとてもタイムリーであると思いますので、私は賛成です。

<u>D議</u> 長:他にどなたか、ございませんか?

T村岡君:議長

D議 長:T村岡君

<u>T村岡君</u>:ハイ、ロバート議事法には博愛の精神のもと「公正・公平・平等」から成っています。それはJC運動の精神と一致しています。先ほどの直前理事長の話にもありましたが、ロバート議事法を理解するということはJCを理解することであり、人を理解することにつながります。その精神が益々JC運動を発展させ、明るい豊かな社会を実現するために大きな成果があるのではないかと思います。

<u>D議 長</u>: その他に、ご意見ございませんか・・・・・・・・? ないようですので、採決に入りたいと思います。

<u>D議</u> 長:では、会員研修委員会主催の人間力開発研修会はロバート議事法による研修をするということについて採決を行います。原案に賛成の方、挙手をお願いいたします。では、反対の方、挙手をお願いいたします。続いて棄権の方・・。

<u>G総務委員長</u>: 賛成の方29名、反対の方 0名、棄権 0名です。

D議 長:全会一致で原案通り可決されました。それでは議長を交代いたします。

A議 長:続きまして、2号議案は、

A議 長:(協議事項) それでは次に、協議事項に移ります。

★ (講 師): コメント

<u>A議 長</u>:以上で協議事項を終わります。ではこれで、本日の議事は全て終了しました。 ありがとうございました。 では、専務理事お願いします。

<u>F専務理事</u>: (次回開催日、場所の決定)

次回開催日は、3月17日 土曜日、19時から場所は今日と同じこの会場です。 その他、依頼確認事項をお持ちの方は挙手にてお願いします。

<u>J国際関係委員長</u>:はい!

F 専務理事: J 国際関係委員長

<u>J国際関係委員長</u>:(熱く語る) 先日よりニュース等で報道されています、ミンダナオ島近海の海 底火山噴火に伴う、災害支援を日本JCの国際会議支援委員会で対応しています。フィリピン JCは、日本JCのスポンサーJCでもあり、まさに生みの親ともいえます。是非ここに、青 年としての気概をもって活動に参加してください。支援スケジュール参加日程は、お手元に配 布してありますのでよろしくお願いします。

★ (講 師): コメント...

<u>F 専務理事</u>:(監事総評)次に監事講評です。皆様、衣服の乱れをお直しいただき、ラップトップを閉じて下さい C 監事お願いします。

C監 事:本日は、慎重審議お疲れ様でした。

今日は、審議事項で議事が白熱し途中、JCの目的について直前からのお話もありましたが、 時には原点を見つめ直す必要もあると思います。

JCの名のもとで運動している以上、他のどの団体でもなくJCとしての目的があり、

そのための行動を行っていかなければなりません。決して、それを理由に毎晩飲んで歩くのが 目的の団体ではありません。

(だんだん、熱を込めて)

会議の度に唱和する、JCIクリード、JC宣言がまさしくそれであり、世界中にはJCIクリードの文章に感動して入会してくるメンバーもたくさんいます。この中にはまだ、暗記していない人はいないと思いますが・・。

(廻りを見回す)

そして、JC宣言はまさに宣言であり、JC内部だけでなく、 地域社会に、そして世界に対しての我々の宣言なのです。

(自己陶酔しオペラ調で・・)

今こそ♪積極的な変化を作り出す青年の集まりとして♪ ほどほどの英知と♪あふれる勇気と、燃え上がる情熱で、 行動を起こしていこうではありませんか!!!♪

全 員:大きな拍手がおこる

<u>C監事</u>:以上で、監事講評とさせていただきます。

F専務理事:以上を持ちまして、2018年2月度理事会を閉会します。

A理事長:(閉会ゴング)かーん

おしまい

ロバート議事法活用マニュアル

ロバートルールの精神

■4つの権利

ロバートルールは、博愛精神の「公平」「平等」の下、組織全体に於ける会議構成員の権利の均衡に依って成立する。逆に云えば4つに集約された「権利」に配慮して成立している。

1. 多数者の権利 文字通り多数の者の意見を優先するということ。民主主義に於ける票決の基本原則である多数決に集約される。

2. 少数者の権利 少数意見も大切にし、その内容を討論して検討せよと謳われている。ルールでは提案者の動議提出に、賛成者2名以上のセコンドで動議が取り上げられる。通常の動議は過半数の賛成で可決されるが、少数者の権利を侵害する恐れのある動議の可決には「3分の2以上の賛成」「事前の通知」、またはこの両方が必要とされ

3. 個人の権利 会議に於いて、特定個人への名指し攻撃・プライバシーの侵害は 厳禁。

4. 不在者の権利 やむを得ず出席できない者についても議決権を与える。委任状に 依る票決・不在者投票がある。

■4つの原則

公正と平等の原則の中でも、JCが議事法を活用していく上で遵守する。

1. 一時一件の原則 一時に一つの議題しか討議できない。例えば、時間・場所・方法 を、一度に討議して決議する事はできない。

2. 一事不再議の原則 一度決定した議題は、掘り起こして同じ議題に再誘導してはならない。ただし、異常な状況を前提とした特別な場合を除き、3分の2以上の賛成を得れば再審議が可能となる。

3. 多数決の原則 特定の命題が組織の意志としての選択となるには、会議に於いて 定足数を満たす構成員の出席の上の票決で、その過半数が直接承 認しなければならない。「過半数の決議」とは「白票・棄権を除 く賛成者が半数を越える」事で、例えば、賛成7・反対5・棄権 3の場合は、賛成が15分の7で過半数とならず却下される。(棄 権は反対とみなす)

また、一度の投票で三つ以上の選択肢がある場合、何れ(の議案・候補者等)も過半数に達していない時に、例えば、A・B・C、三つの提案があるとすると、「AとB」「AとC」「BとC」それぞれを二者択一して決議しなければならない。

4. 定足数の原則

会議の成立や決議に必要な、会議構成(投票権を持つ出席義務) 者数は、JCでは過半数とされる。会議の開催成立に必要な定足 数を「議事定足数」、議事可決に必要な定足数を「議決定足数」 という。

■JCの会議に推奨されるルール

- 1. 発言許可権は議長にある。発言は議長の指名に従わなければならない。
- 2. 議長は、討議の際は各方面に渡って交互に発言が行われるよう努める。
- 3. 発言は、その時点に検討中の議題の内容に関するものに限られる。
- 4. 会議構成員は、原則として同一議題に関して2回発言できるが、10分間を越えて発言できない。
- 5. 動議提出者は、その動議に関して最初に発言する権利を有する。
- 6. 動議提出者は、反対の票決を行う事は可能だが、動議に相反する発言は認められない。
- 7. 発言権を有しない者は、動議を提出できない。
- 8. 如何なる場合・状況に於いても、特定個人への攻撃・プライバシーへの干渉は行ってはならない。また、会議構成者の発言・動議に対する攻撃や、問題として取り上げる事はできない。
- 9. 会議中の発言は「質問」「意見」「動議」の3種類に分けられ、発言の際はこれらの区別を明確にしなければならない。特に動議を提出する場合は、動議の種類・理由を言明できる必要がある。

■動議とは

会議体としての意志決定を求める提案を、審議の対象とするために会議に持ち込む事。提出した動議がセカンドされ、正式に審議の対象となれば、それ迄の議題はその時点で一時中断され、会議はこの新議題を審議または採決する義務が生じる。動議に依り会議構成者を拘束する権利を持つため、乱用は会議を中断し進行を妨げる事になるので、慎重に取り扱う必要がある。動議の目的は、会議体が、或る提案に賛成か反対かを知ることに在る。

■動議の流れ

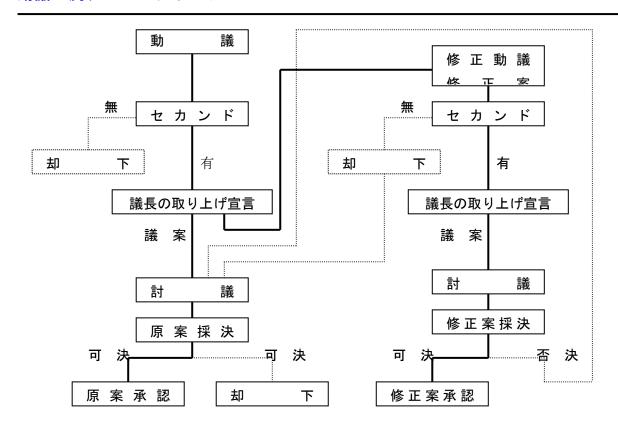
ロバート議事法は公平性を期すために、一過程進む毎に一つのチェック機能が設けられている。動議が提出された場合、提出者以外にも共通の動議とするためセカンドを確認し、セカンドがあれば議長の取り上げ宣言に依ってその動議は初めて議題となり、セカンドが無ければ却下となる。

「修正動議が無い場合」、意見が出尽くすと採決となり、可決された時点で原案の承認が 決定して組織体の意志となり、否決の場合は却下となる。「修正動議が有る場合」、動議に 対してセカンドが有れば議長の取り上げ宣言に依って新たに議題として審議され、意見が出 尽くすと採決となって、可決された場合は修正案は可決案となり、否決の場合は原案に戻さ れる。

議長の取り上げ宣言は、動議の種類・内容を述べ、審議対象として審議に付す旨を宣言す

る。「××の動議が提出され、セカンドされたので討議に入りたいと思います」のように宣言される。

動議の流れフローチャート



一見煩雑だが、特定個人に会議を独占されずに、公正・平等に4つの権利・原則を尊重して 運営するために必要なシステムであり、手続きである。尚、ロバート議事法の趣旨を損なわ ない範囲ならば、ある程度の簡略化を行っても良い。

動議の種類と優先順位

■動議の優先順位

会議に於ける主動議の取り扱いに、補助動議・付帯動議が関係してくる場合は、その内一つが処理され初めて次の動議が取り上げられるか、動議の順位に拠って複数の動議が同時検討となるか、動議の内容に拠り異なってくる。詳細は後述の動議リストに記すが、一般に幅の狭い動議ほど優先順位が高く、同幅の動議は同順位となり、先に提出された動議が優先する。

同時に複数の動議を審議する場合、優先順位の高い順に処理していき、次にその動議の直前に提出された動議に対しての審議を行う…という形で繰り返す。このように、検討中の一連の議題に関する動議は、それぞれが提出されたのとは逆の順序で票決に付され、最後に主動議が票決される。

ただし、他の動議に対する票決の結果、残りの動議の審議が停止される場合はこの限りではない。

例えば、次の順番で動議が提出されたとする。

(1) 主動議

(2) 主動議の審議を、不定期に延期の動議 (補助動議)
(3) 主動議の修正動議 (補助動議)
(4) 主動議の修正と共に、委員会への付託動議 (補助動議)
(5) 検討中の諸動議の審議を、一定時までの延期動議 (補助動議)
(6) 延期について、投票による採決要求の動議 (補助動議)
(7) 検討中の諸動議の、審議棚上げの動議 (補助動議)
(8) 休憩動議 (補助動議)

先ず「(8) 休憩動議」を票決し、以降「(7) 棚上げ動議」から逆に処理していく。ただし「(8),(7),(5),(4),(2)」の何れかの動議が採択されると、それ以後の動議については遮られる。

動議提出要領参考リスト(JCの理事会を例に解説)

優先動議

[●:動議の意味〇:動議の内容*:提出例]

1. 会合時間の決定

●会議延期の場合の再開日時場所の決定・次回定例会議日程が 未定の場合の開催日時場所の決定を要請する

- ○次回の定例会議よりも以前でなければならない
- ○[時間]・[場所]を明示して提出する
- セカンド:必要
- 修 正:可
- 討 議:不可([修正]についてのみ可)
- 可 決:1/2<
- 再審議:不可(一定時間の経過後に再提出可)
- 他者発言:阻止しての提出はできない
- ※「この会議が延会され、明日の午後7時に再開されるよう動議を提出します」

2. 休憩•延長

●会議の休憩の勧告、または延長を要請する

(主動議とは無関係の動議)

- 〇優先順位は「3. 閉会」と同位
- 〇閉会予定時刻を越える場合・会議での投票の開票作業等に時間を要す場合・食事時間が必要な場合などに提出
- 〇「休憩時間]・「会議再開時刻]・「延長時間]を明示して提出

〇2/3以上の賛成を得る事で、休憩・延長時間を引き延ばす 事ができる

〇この動議が可決した時点で他の動議が残っている場合、未決 事項として会議再開後最初に取り上げる

• セカンド:必要

• 修 正:不可

討議:不可

• 可 決:1/2<

再審議:不可(一定時間の経過後に再提出可)

• 他者発言:阻止しての提出はできない

※「投票が行われ開票に多少時間がかかるように思われますので、8時30分まで、15分間の休憩動議を提出します」

3. 閉会

●会議の閉会を要請する

〇優先順位は「2. 休憩・延長」と同位

セカンド:必要

• 修 正:可

• 討 議:不可

• 可 決:1/2<

再審議:不可(一定時間の経過後に再提出可)

他者発言:阻止しての提出はできない

※「夜も遅くなりましたので閉会されるよう動議します」

※「まだ時間もありますが、審議事項その他全て処理しましたので、閉会されるよう動議します」

4. 緊急質問

●会議の進行に於ける重要事項・討議の判断材料の不明等、非常に緊急性を含んだ内容の質問

〇会議全体に対する緊急質問は、個人の緊急質問よりも高位

○議事への緊急質問は、同時に緊急問題でもある

● セカンド:不要(議長の裁断で取り上げ可)

修 正:不可

討 議:不可

票 決:不要

議長の判断に異議のある場合、出席理事全員の賛成を要す

再審議:可

• 他者発言:阻止して提出できる

※「発言者に対する不当な野次があり、円滑な審議ができません。至急善処してください」

※「ただ今の報告内容に、以前の報告と異なる部分が在ります

ので確認願います」

5. 議事日程の 変更の要求

●当日の議事日程の変更を要求する

○議長が議事日程を間違えた時・何らかの事情で議事日程を変 更しようとする時に提出する

○議事日程が当初の提示と異なり、かつ他の優先動議が提出さ れていない場合は何時でも提出可

他の修正動議は適用されない

セカンド:不要(議長の裁断で取り上げ可)

● 修 正:不可 議:不可 討

• 可 決:2/3≦

● 再審議:不可

● 他者発言:阻止して提出できる

※「議事日程ではA議案の審議が先ですが、現在B議案の審議 が成されています。日程通りの審議を要求します」

※「C議案の審議は議事日程では午後8時迄ですが、8時30分 を過ぎても現在尚続いています。日程通りの審議を要求します」 ★本来議事日程は当然厳守されるものである

付帯動議

[●:動議の意味〇:動議の内容*:提出例]

6. 規則の一時停止

●会議の基本原則・規則等の一時停止を要求する

○何かを行う時に、会議の基本原則を破らずには不可能な場合、 規則を一時停止して進行させる目的で提出する

〇余程の事でない限り提出すべきではない

● セカンド:必要

修正:不可

討 議:不可

• 可 決:2/3≦

再審議:不可

• 他者発言:阻止しての提出はできない

※「D議案は先程棚上げする事に決定しましたが、審議すべき 事情が生じましたので、再度審議さされるよう、規則の一時停 止を動議します」

7. 動議の取り下げ

●提出した動議を取り下げる

〇提出した動議は、議長の取り上げ宣言に依って会議全体の所

有となるため、取り下げには出席理事全員の承認が必要となる

• セカンド:不要

• 修 正:不可

討議:不可

• 可 決:1/2<

取り下げに対しての異議については

過半数の得票を要す

再審議:可

• 他者発言:阻止しての提出はできない

8. 審議反対

●議題の審議に反対する

〇程度の低い議題、或いは討論自体が争いの原因となる恐れの ある場合等に提出

• セカンド:不要

• 修 正:不可

討議:不可

• 可 決:2/3≦

再審議:可

• 他者発言:阻止して提出できる

※「このような取るに足りない問題に時間を費やすのは、全くの時間の浪費ですので、審議の必要は無いと思います」

※「E議案は青年会議所が取り上げる問題として不適当ですので、審議する事に反対します」

9. 議事進行

●引き延ばし工作や、不合理・無意味な動議に依って会議の進行が妨げられている時に、議事の進行を促す

- 〇議長の指名が無くても、動議の提出として異議を述べる事が できる
- ○議長は議事進行の促進に配慮する
- ○議長が、審議中の討議が誤りではないと考える場合は無視できる

• セカンド:不要

修 正:不可

討議:不可

票 決:議長の裁断のみ

議長の判断に異議ある場合は、出席理事全員の賛

成を要する

再審議:不可

• 他者発言:阻止して提出できる

10. 議長裁定への 異議申し立て

●議長の判断に対する異議の申し立て

- ○採決の時間・採決の方法等、議長判断に間違いのある場合に 提出する
- ○議長は、自分の決定を会議構成者に諮ることができ、議長を 含む過半数の賛成で可決となる
- ○議長の裁定理由の説明は一度のみ、再度の説明要求は認めら れない

• セカンド:必要

修 正:不可

• 討 議:可

● 可 決:1/2<

• 再審議:可

他者発言:阻止して提出できる

※「ただ今の議長の決定は間違っており承服できませんので、 異議申し立ての動議をします」

11. 動議を分けて審議 ●複数の動議を審議する場合等に、一時一件の原則に基づく審 議を要求する

• セカンド:不要

修 正:不可

討 議:可

• 票 決:無し

再審議:無し

• 他者発言:阻止して提出できる

※「4月の第3木曜日に公開例会を開催するとの動議が提出さ れましたが、先ず日取りをその日にするかどうかを、その後に 公開例会にするかを、分割して審議するよう求めます」

12. 点呼

●会議が定足数に満たない場合に、欠席者に出席を強制する

OJCでは各LOMとも方法は定めていないようだが、実際に 定足数を割り込む欠席者が出る事態は考えられず、殆ど使われ ないと思われる

セカンド:必要

修 正:不可

討議:不可

• 可 決:1/2<

再審議:無し

• 他者発言:阻止して提出できる

補助動議

[●:動議の意味〇:動議の内容*:提出例]

13. 棚上げ

●当該審議の棚上げを要求する

○主動議の審議が、検討材料等の不足・時間をかけた研究の必要性が有る等で、結論が出せないと判断される場合、より都合の良い時まで審議を延期するために提出する

● セカンド:必要

修 正:不可

討議:不可

• 可 決:1/2<

再審議:不可

• 他者発言:阻止しての提出はできない

※「この件は資料も不足しており、もっと時間をかけて情勢を 見極める必要があると思いますので、一時棚上げされるように 動議します」

14. 採決要求

●当該審議の採決を要求する

〇優先順位は「15. 制限付き討議」と同位

〇討論が延々と続いたり、意見が分かれて結論が出ない場合に 提出する

セカンド:必要

• 修 正:不可

討 議:不可

• 可 決:2/3≦

再審議:可

• 他者発言:阻止しての提出はできない

※「活発な意見の交換がなされていますが、結論が出そうもありませんので、審議を打ち切って採決するよう動議します」

15. 制限付き討論

●討議について制限を与える

〇優先順位は「14. 採決要求」と同位

〇[発言回数の制限]・[発言時間の制限]・[会議全体の合計時間 の制限]などが有る

セカンド:必要

• 修 正:可

討議:不可

• 可 決:1/2<

再審議:可

- 他者発言:阻止しての提出はできない
- ※「時間も限られていますので、発言は5名・各人2分以内と 定めるように動議します」

16. 一定時までの延期

●或る問題を、然るべき時期を定めて延期する

- ○審議に最も都合の良い時間を設けようとする事が目的
- 〇主動議に少なくとも好意を持つ会議構成員に依って提出される

• セカンド:必要

• 修 正:可

● 討 議:可

• 可 決:1/2<

再審議:可

● 他者発言:阻止しての提出はできない

※「この件については、来週の理事会に特別議事として提出されるよう動議します」

17. 委員会への付託

●或る問題を委員会に付託する

○可決されると、原動議及びその時点で未決の修正動議は、全 て一時処理された事になる

〇再度提出しない限り審議されない

• セカンド:必要

• 修 正:可

● 討 議:可

• 可 決:1/2<

再審議:可

• 他者発言:阻止しての提出はできない

※「この問題を理事会で検討するのは困難に思いますので、専門家の多いA委員会に付託するのが適当と考え、委員会への付託を動議します」

18. 全体の委員会

●当該会議を、会議終了後に例えば特別委員会等にする持ち越

し

セカンド:必要

• 修 正:可

● 討 議:可

• 可 決:1/2<

再審議:不可(一定時間の経過後に再提出可)

• 他者発言:阻止して提出できる

※「この件については、後程この理事会を地区大会実行委員会に切り替えて討議すべきものと考え、動議を提出します」

19. 修正

●審議事項の内容の一部修正・削除等を要求する

- ○主動議と同じ問題に関連していること
- 〇[語句または項の加筆]・[語句または項の削除]・[言葉の置き 換え]に依って修正する
- 〇原則は2回までだが、JCの場合は採決の手順

(新しい修正案から順次の審議)・修正の趣旨

(あくまで原案の追加変更。新規の提案は不可)から、妥当な 範囲なら認められるものと柔軟に解釈する

• セカンド:必要

● 修 正:可

• 討 議:討議可能な動議に限って認められる

• 可 決:1/2<

再審議:可

● 他者発言:阻止しての提出はできない

※例えば「次回例会をOB合同例会にする案を、更にOBとの食事例会にする」と修正動議が出された時、更に「今の修正案に対し、OB以外に諸団体も招いた食事例会にするよう動議する」と再修正の動議が提出された場合、先ず再修正案の「OB+諸団体合同食事例会」を採決し、これが否決されると「OB合同食事例会」案を採決。これも否決されて初めて原案の「OB合同例会」の動議が採決できる

20. 不定期に延期

●期限を定めずに、動議等の延期を求める

- 〇或る動議の採決で生じる恐れのある、非常に冒険的かつ不穏 な状態等を回避するために提出
- ○無期延期という事であり、寧ろ却下の要求としての意味合い が強い

• セカンド:必要

• 修 正:不可

● 討 議:可

• 可 決:1/2<

• 再審議:可

• 他者発言:阻止しての提出はできない

※「理事長に辞職を勧告する動議に対し、これをを不定期に延期するよう動議を提出します」

本動議

[●:動議の意味〇:動議の内容*:提出例]

21. 一般事項(主動議) ●通常の議題となり得る案件を提案する

○特別議事・再審議を除く全ての議題に優先する

• セカンド:必要

● 修 正:可

● 討 議:可

• 可 決:1/2<

再審議:可

• 他者発言:阻止しての提出はできない

※「何々をしてはどうか」などと提案する

22. 審議再開 ●何らかの理由で中断している審議再開の要求

セカンド:必要

修正:不可

討議:不可

● 可決:1/2<

再審議:不可(一定時間の経過後に再提出可)

• 他者発言:阻止しての提出はできない

23. 再審議 ●既に可決された審議事項の再審議を要求する

○その時点で審議中の事項よりも優先される

○否決された場合、全会一致の賛成以外に、繰り返して再審議 の動議は提出できない

• セカンド:必要

修正:不可

• 討議:討議可能な動議のみ提出が可能

• 可決:1/2<

• 再審議:不可

• 他者発言:阻止して提出できる

※「本理事会で可決承認された第1号議案の全体事業のスローガンは、1990年度の××青年会議所のスローガンと酷似していますので、再審議されるよう動議します」

24. 無効

●既に可決された審議事項の無効を要求する

〇決議に不審 (裏工作等) のある時提出する

• セカンド:必要

修正:可討議:可

• 可決:事前通知無し→出席理事の2/3≦

or全理事の1/2<

事前通知有り→出席理事の1/2<

• 再審議:可

• 他者発言:阻止しての提出はできない

※「前会の理事会第2号議案として可決された銀行借り入れの件ですが、現在の財政で賄いきれると思いますので、撤回するよう無効動議を提出します」

25. 特別議事

● LOMの規約・運営等の変更を要求する

〇可決されるとLOMの運営自体に変化が生じる

● セカンド:不要

修正:不可

• 討議:不可

• 可決:1/2<

● 再審議:無し

● 他者発言:阻止しての提出はできない

※「次の議事並びに規約改定の議案を、木曜日の理事会の特別

議事とされるよう動議します」

会議開催の留意事項

■会議の目的

会議とは、組織の正しい目的を認識し、目的達成のより効果的手段を見出すためのものである。会議構成者は、会議以前にそれらを確実に認識し理解しておく必要がある。即ち、会議とは会議のみに拠って成り立つものではなく、会議に依って組織の方向性を明確にし、出席者相互の理解を深めて会議を活性化し、それを受けて組織が躍動するようでなければ、目的が反映した生きた会議とは云えない。

ロバート議事法に依る会議の目的は、全構成者の意見を適正に考慮しつつ、様々な問題について、最小限の時間内に組織の意志として形成する事にある。

■会議主催者の心構え

世の中で最も貴重なものの一つが時間である。会議は参加者一人一人の貴重な時間を消費する。それだけに主催者は会議の目的を正しく認識し、かつ積極的な姿勢を以て臨まなくてはならない。スムーズで公正・平等な進行を心掛け、出席している会議構成者には必ず全員に発言を求め、参加意識を高めるように配慮する。尚、議長・会議主催者の発言はなるべく最低限に控えておく。

■会議の準備

建設的な会議のためには準備が非常に重要である。会議構成者には前回議事録と次回会議 の資料・案内を1週間前に届け、欠席予定の構成者には出席を働きかける等の配慮も必要で ある。

ロバート議事法動議リスト

	動議	セカンド	討議	可決
優先動議	1. 会合時間の決定	0	Α	1/2
	2. 休会	0	×	1/2
	3. 閉会	0	Α	1/2
	4. 緊急質問	×	×	議長裁断のみ
	5. 議事日程の変更	×	×	2/3
付帯動議	6. 規則の一時停止	0	×	2/3
	7. 動議の取り下げ	×	×	1/2
	8. 審議反対	×	×	2/3
	9. 議事進行	×	×	議長裁断のみ
	10. 議長裁定異議申	0	0	1/2
	11. 動議を分けて審議	×	×	_
	12. 点呼	0	×	1/2
補助動議	13. 棚上げ	0	×	1/2
	14. 採決要求	0	×	2/3
	15. 制限付き討議	0	×	2/3
	16. 一定時までの延期	0	0	1/2
	17. 委員会への付託	0	0	1/2
	18. 全体の委員会持越	0	0	1/2
	19. 修正	0	В	1/2
	20. 不定期に延期	0	0	1/2
本動議	21. 一般議事	0	0	1/2
	22. 審議再開	0	×	1/2
	23. 再審議	0	В	1/2
	24. 無効	0	0	1/2C
	25. 特別議事	×	×	2/3

A:討議不可。修正に限って討議できる。

B:討議可能な動議に限って討議できる。

C:通告の無い場合=出席理事の2/3≦or全理事の1/2<で可決

通告の有る場合=出席理事の1/2<で可決

D:再審議不可。否決の場合は一定時間経過後に再度提出できる。

1 - 5:優先動議6-12:付帯動議13-20:補助動議21-25:本動議